

令和元年 8 月

お客様各位

一般財団法人 食品環境検査協会

消費税率改正に伴う対応のお知らせについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下、改正法）に基づき、平成 30 年 10 月 15 日の閣議で消費税率を令和元年 10 月 1 日より 8%から 10%に引き上げることが決定されました。

つきましては、弊会における消費税の取り扱いにつきまして、当該改正法に基づき下記のとおり実施いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 令和元年 10 月 1 日以降に発行する試験成績証明書等に係る消費税率は、新税率の 10% となります。
- 令和元年 9 月 30 日までに前納にて試験検査手数料をお支払いいただく際も、令和元年 10 月 1 日以降に試験成績証明書等を発行する場合には、消費税率 10%を適用いたします。
- なお、令和元年 9 月 30 日までに消費税率 8%でお見積りしたご依頼についても、令和元年 10 月 1 日以降に試験成績証明書等を発行する場合には、消費税率 10%にてご請求いたします。
- 消費税 8%で販売する食品であっても、試験検査自体は食品に当たりませんので、消費税 10%を適用いたします。